

令和6年度静岡県産日本酒知名度向上事業業務委託企画提案募集要領

1 目的

令和6年度静岡県産日本酒知名度向上事業に係る業務委託に関し、企画提案募集の要領を次のとおり定める。

2 公告

令和6年12月2日（月）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事 鈴木康友
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部商工業局地域産業課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-2522 FAX 054-221-5002
電子メール chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 名称
令和6年度静岡県産日本酒知名度向上事業業務委託
- (2) 事業目的及び業務内容
別紙「令和6年度静岡県産日本酒知名度向上事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
ただし、飲食店等でのフェアについては、令和7年2月28日（金）まで
- (4) 委託予定事業者数
1者
- (5) 契約限度額
2,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (6) 委託費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、以下のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされて

いない者であること。

- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別精算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 倒産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) 日程

ホームページによる公告開始	令和6年12月2日（月）
質問書の提出期限	令和6年12月6日（金）午前10時
質問書の回答	令和6年12月9日（月）
企画提案書・宣誓書の提出期限	令和6年12月12日（木）午前10時
審査会	令和6年12月17日（火）
審査結果の通知	令和6年12月18日（水）

※ 応募者の状況により変更する場合がある。

(2) 募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は質問書（様式1）を提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問又は、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年12月6日（金）午前10時まで

イ 提出先

執行部署

ウ 提出方法

電子メール ※受信確認のため、提出の際にお電話にて報告ください。

エ 回答

質問期限終了後に一括して、静岡県経済産業部商工業局地域産業課ホームページ「令和6年度静岡県産日本酒知名度向上事業業務委託企画提案募集について」内に公開する。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(3) 企画提案書の提出

参加する者は、以下の書類等を提出すること。

区 分	内 容	様 式
企画提案応募申込書	必要事項を記入すること	様式2
企画提案書	会社概要、事業実施計画（仕様書「4業務内容」について）、事業執行体制、事業執行スケジュール、PRポイント、過去実績等を記載すること	任意様式 (A4)
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積上限額 2,300,000円 (消費税及び地方消費税額を含む) ・見積書には業務内容の区分（①飲食店等でのフェア②酒蔵等を巡るモニターツアー）ごとに積算内容を記載すること。 ・以下の事業費については、本業務の実施に必要なものであっても対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 参加者の交通費、宿泊費、飲食費（試飲除く）、販促品提供費等個人への給付経費に該当するもの イ 飲食店等でのフェアにおける試飲に係る飲食費は10万円以内とする。 ウ 提案者の他業務と区別できない経費 	任意様式 (A4)
宣誓書	必要事項を記入すること	様式3
(該当する場合のみ) パートナーシップ 構築宣言書の写し	※「パートナーシップ構築宣言」とは、取引先と共存共栄関係を築くために、企業規模に関わらず、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言する取組	—

- ア 提出期限
令和6年12月12日（木）午前10時まで
- イ 提出先
執行部署
- ウ 提出方法
電子メール又は郵送
※受信確認のため、提出の際にお電話にて報告ください。
※郵送の場合は、提出書類を6部送付すること。

7 審査に係る事項

(1) 審査方法

次により提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。
なお、提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(2) 審査会

ア 日時及び場所

日時：令和6年12月17日（木）

場所：Zoomを活用したオンライン審査会を想定

※個別のプレゼン時間や詳細は、企画提案書の提出期限後、別途通知する。

イ 評価項目及び評価基準

企画提案の内容について、以下の評価項目及び評価基準に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。

その他、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

	項目	主な審査内容
ア	妥当性	事業趣旨に合致しかつ具体的に記述しているか。
イ	確実性	事業実施に係る豊富な知識、経験及びノウハウを有しているか。
ウ	企画性	効果的な提案内容となっているか。
エ	実施体制	事業実施に十分な業務受託体制となっているか。
オ	経済性	費用対効果の観点から効率的な提案内容となっているか。

(3) 受託者の選定及び審査結果

受託者の選定は公募による企画提案方式を採用し、プレゼンテーション終了後、県が別に定める委員により組織された審査委員会で決定する。また、審査結果は委託事業者が決定され次第、全ての提案者に書面で通知する。

8 契約方法

静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、契約を締結する。

なお、契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が静岡県財務規則（昭和39年3月21日規則第13号）第55条第2項各号に該当する場合は、この限りではない。

9 留意事項

- (1) 企画提案は1者につき1案とする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 審査結果に関する疑義は、受け付けない。
- (6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
 - ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (7) 提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。
- (9) 契約にあたって、契約価格の限度額の範囲内において、企画提案の内容を一部修正する場合がある。
- (10) 本委託業務の成果品の著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、契約期間以降も継続して利用する、又は今後実施する他の事業において使用する場合がある。
- (11) 提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとする。なお、提案者の事情（調整先含む）により、提案内容が実現できない場合においては、当該提案に係る金額を契約額から減額し、変更契約を行う可能性がある。
- (12) 本業務の受託者（再受託又は下請け等の者を含む）は業務を遂行するに当たり、知り得た情報について、県の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- (13) 天災その他不可抗力の原因による社会情勢の変動により、契約後、当業務委託を中止又は内容を変更する場合がある。

10 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局地域産業課地域産業班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2520 FAX 054-221-5002
メール chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp